

一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）のがん専門薬剤師認定制度は、高度化するがん医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を活かしたより良質かつ安全な医療を提供するという社会的要請に応えるため、がん薬物療法等について高度な知識・技術と臨床経験を備える薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

(認定制度)

第2条 前条の目的を達するため、本学会のがん専門薬剤師認定制度規程を制定し、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師をがん専門薬剤師として認定する。また、がん専門薬剤師の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

(認定の種類)

第3条 本学会の認定する種別は、次のとおりである。

- 1) がん専門薬剤師
- 2) がん指導薬剤師
- 3) がん専門薬剤師研修施設

(がん専門薬剤師)

第4条 がん専門薬剤師とは、がん領域における薬物療法等についての高度な知識と技術を用いて、医療機関において質の高いがん薬物療法を実践する者として、本学会が実施するがん専門薬剤師認定審査ならびにがん専門薬剤師認定試験に合格した者をいう。

2 がん専門薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 本学会の会員であること。

(4) 本学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。

(5) 本学会が認定するがん専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修カリキュラムに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。

(6) 本学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(7) がん患者への薬剤管理指導の実績50症例（3臓器・領域以上の癌種）を提出すること。

(8) 本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること。

(がん指導薬剤師)

第5条 がん指導薬剤師とは、がん領域における薬物療法等についての深い知識と鍛錬された技術を用いて、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動についても自ら推進することができる能力を有すると認められた者をいう。

2 がん指導薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) がん専門薬剤師として5年以上の活動実績を有すること。

(2) 5年間継続して本学会の会員であること。

(3) がん領域の学会の会員であること。

(4) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が3編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）、国際学会あるいは全国規模の学会においてがん領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）の全てを満たしていること。

(がん専門薬剤師研修施設)

第6条 がん専門薬剤師研修施設とは、一定水準以上のがん領域の診療実績・体制を有し、且つ薬剤師によるがん薬物療法への積極的貢献があり、がん専門薬剤師を養成するための体制が整備されていると認められた施設をいう。

2 がん専門薬剤師研修施設は、以下の資格をすべて具備していることを要する。

(1) 本学会がん指導薬剤師あるいは本学会認定指導薬剤師1名以上の常勤

(2) 悪性腫瘍患者に対する入院および外来診療の実施

(3) 年間がん薬物療法を50例以上実施

(4) がん薬物療法レジメンの審査・登録体制

(5) 薬剤師による抗がん剤処方鑑査（注射、内服）の実施

(6) 薬剤師による抗がん剤混合調製の実施

(7) 悪性腫瘍患者に対する薬剤管理指導業務の実施

(8) 緩和医療の実施

3 別途定める研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第7条 がん専門薬剤師制度の維持と運営に当たる、がん専門薬剤師認定制度委員会（以下、認定制度委員会と略記）を設ける。

2 認定制度委員会委員として若干名（12名以内）ならびに同委員会の長は、理事会の議を経て選出する。

3 認定制度委員会委員の任期は、原則として4年以内とし2年毎に半数を改選する。

(委員会)

第8条 認定制度の実施のため認定制度委員会のほか、試験委員会、研修委員会を設ける。

2 各委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

一 認定制度委員会は、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定審査を行うほか、制度全般の維持ならびに運営を担う。

二 試験委員会は、主にごん専門薬剤師の認定試験を行う。

三 研修委員会は、主にごん専門薬剤師の育成を目的とした研修カリキュラムの策定・更新ならびにテキストの作成、集合研修の企画運営を行う。

第3章 がん専門薬剤師等の認定等

(申請)

第9条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師またはがん専門薬剤師研修施設の認定を申請する者は、申請時において本規程の第4条、第5条および第6条にそれぞれ定める申請に必要な資格をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

(認定試験)

第10条 がん専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有することが確認された者とする。

(審査・認定)

第11条 認定を申請する者に対する認定審査は、認定制度委員会が行う。

2 認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

3 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師またはがん専門薬剤師研修施設として認定された者または施設に認定証を交付する。

(登録)

第12条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名および所属施設名または施設名を公表する。

(認定の更新)

第13条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定は資格取得後5年間であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

(がん専門薬剤師の更新)

第14条 がん専門薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 過去5年間継続して日本医療薬学会の会員であること。

(2) 過去5年間に、日本医療薬学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(3) 過去5年間に、自ら実施したがん患者への薬剤管理指導の実績50症例(3臓器・領域以上の癌種)を提出すること。

(がん指導薬剤師の更新)

第15条 がん指導薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 過去5年間継続して日本医療薬学会の会員であること。

(2) 過去5年間継続してがん領域の学会の会員であること。

(3) 過去5年間に、日本医療薬学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(4) 過去5年間に、査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が2編以上(共著者で可)、国際学会あるいは全国規模の学会においてがん領域に関する学会発表が2回以上(共同発表者で可)をともに満たしていること。

(5) 過去5年間に、第6条で規定する施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。

(がん専門薬剤師研修施設の更新)

第16条 がん専門薬剤師研修施設の更新は、更新申請時点において第6条に規定する資格をすべて具備していることを要する。

(更新の申請)

第17条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定を更新する者は、更新申請時において更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。

(更新の審査・認定)

第18条 更新の認定を申請する者に対する認定審査は、認定制度委員会が行う。

2 更新の認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

(認定の喪失・取消)

第19条 認定された後、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設としてふさわしくない行為があった場合、またはがん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設として不適と認められた場合には、認定制度委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

2 日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、がん専門薬剤師およびがん指導薬剤師の資格を喪失する。

3 本学会を退会した場合には、退会時点においてがん専門薬剤師、がん指導薬剤師の資格を喪失する。

4 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、がん専門薬剤師研修施設の認定を辞退したときは、その時点において認定を取り消す。

5 がん専門薬剤師研修施設について、細則第5条2に該当する場合は、その時点で認定を取り消す。

6 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、がん専門薬剤師研修施設の更新申請を行わなかったとき、または更新を認められなかったときは資格を喪失する。

第4章 規程の変更

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第5章 補則

(その他)

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本規程は平成21年11月1日から施行する。

第1章 がん専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 (5)の「5年以上の研修歴」の証明については、がん専門薬剤師研修施設に在籍する「がん指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」による研修修了証明書を提出すること。なお、「がん指導薬剤師」または「日本医療薬学会指導薬剤師」が不在のがん専門薬剤師研修施設に準ずる施設における研修修了の証明については、当該施設に常勤する2名のがん専門薬剤師の連名による研修修了証明書を提出すること。

2 日本医療薬学会認定薬剤師は、1年間の研修を修了したものとして取り扱う。また、(5)の研修期間として合算することができる。

3 (6)については、申請時点から遡って過去5年間に50単位を履修すること。なお、受講単位の算出方法は「別表」の通り。

4 (7)のがん患者への薬剤管理指導実績は、過去5年間に自ら担当した患者のうち50症例の要約を提出する。それぞれの臓器・領域について5症例以上含めることとし、且つ消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上を含むこと。薬剤管理指導実績の要約は、がん治療に関する薬学的介入あるいは薬学的ケアの内容を記載することとし、抗がん剤治療、支持療法、緩和医療を含むがん薬物療法全般にわたる実績を含めなければならない。

5 前項4は、認定制度規定第14条（がん専門薬剤師の更新）要件（3）についても適用する。

(申請・認定試験)

第2条 がん専門薬剤師の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2の(1)から(7)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。申請資格を満たすことが認定制度委員会で認められた者は、本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験を受験することができる。

第2章 がん指導薬剤師認定資格

(資格の補則)

第3条 認定制度規程の第1章第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 (3) がん領域の学会とは、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、AACR、ASCOを対象とする。

2 本制度発足時の過渡的措置は、本規程細則の第4章第9条の2に定める。

3 2020年度以降の新規認定については(4)を下記に変更する。

一 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医療薬学に関する学術論文10編以上(うち、がん領域に関する学術論文が3編以上で且つ少なくとも1編は筆頭著者)。

二 国際学会あるいは全国規模の学会において医療薬学に関する学会発表10回以上(うち、がん領域に関する学会発表が3回以上で且つ少なくとも1回は発表者)。

(申請)

第4条 がん指導薬剤師の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2の(1)から(4)に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第3章 がん専門薬剤師研修施設認定資格

(資格の補則)

第5条 がん研修施設の認定を申請する者は、施設長が作成した申請書類と共に認定制度規程の第6条の2の(1)から(8)ならびに3に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

2 日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会認定指導薬剤師の退職等により指導者が不在となったがん専門薬剤師研修施設は、その時点において認定を取り消すものとする。

3 日本医療薬学会がん指導薬剤師(がん指導薬剤師に準ずる者を含む)および日本医療薬学会認定指導薬剤師ともに不在の施設は、日本医療薬学会がん専門薬剤師2名以上の常勤を満たせば研修施設に準ずる施設として認定することができる。

第4章 がん専門薬剤師等の認定に係る経過措置

(経過措置期間)

第6条 本会は、日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度の発足から5年間に限り、次条の経過措置を講ずる。

(がん専門薬剤師の認定に係る経過措置の要件)

第7条 認定制度規程の第1章第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 (5)については、次の3つの要件を適用することができる。

一 日本医療薬学会認定がん専門薬剤師研修施設において、「日本医療薬学会がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム」に基づく5年間以上の研修又は相当する実績を有することを証明できること。下記の2種類(両方)の証明書を提出する。

①がん専門薬剤師研修施設における在籍証明書(施設長による証明)。なお、複数施設の在籍期間を合算することを可とする。

②がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラムに基づく5年間以上の研修又は相当する実績を有することの証明書(日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会指導薬剤師による証明)。

二 日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略記)のがん専門薬剤師研修事業3か月研修(以下、3か月研修と略記)に参加した者は、日本病院薬剤師会会長による修了証明書の写しを提出することによって、3か月を研修期間として合算することができる。その際、3か月研修で在籍した研修施設の日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会指導薬剤師による研修内容修了証明書を併せて提出する。

三 大学病院における初期研修期間あるいは国立がんセンター等におけるレジデント期間を有する者は、その在籍施設における施設長の在籍証明書(期間を明記)と当該薬剤師部長による研修内容修了証明書によって、研修期間として合算することができる。

2 (7)の薬剤管理指導実績に携わった期間については、申請時点から遡った過去5年間に限定しないが、その場合は学会が個別に審査する。

3 (8)のがん専門薬剤師認定試験について、2010年3月31日時点で日病薬により認定されたがん専門薬剤師あるいはがん薬物療法認定薬剤師資格を有する者は、2010年3月以前に日病薬が実施したがん専門薬剤師認定試験又はがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格したことで替えることができる。

(がん専門薬剤師の認定に係る経過措置による認定者の更新)

第8条 本経過措置により認定された日本医療薬学会がん専門薬剤師の認定期間は5年間である。当該者の資格更新時には、改めて認定制度規程の第1章第4条の2の(5)についての審査を行う。

(がん指導薬剤師の認定に係る経過措置の要件)

第9条 認定制度規程の第1章第5条の2については、以下のとおり取り扱いこととする。

1 (1)は本制度発足から5年間に限り、日病薬がん専門薬剤師としての活動実績も加えることができる。

2 本制度発足時に日病薬がん専門薬剤師資格を有する者は、(1)から(4)にかかわらず、申請時に日本医療薬学会会員であることを条件に日本医療薬学会がん指導薬剤師に準ずる者として認定することができる。

3 がん指導薬剤師に準ずる者は、がん指導薬剤師と同じく、がん専門薬剤師認定申請のための研修修了証明書を提出することができる。

4 がん指導薬剤師に準ずる資格は更新することができず、資格期間のうちに認定制度規定第5条の要件をすべて満たしてがん指導薬剤師の認定を取得しなければならない。

第5章 規程細則の変更

(規定細則の改廃)

第10条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則

本規程細則は平成21年11月1日から施行する。

平成24年10月11日改正

「別表」

【講習会・集合研修の受講単位】

研修会等の種類	受講単位
日本医療薬学会が主催・共催する がんに関する教育セミナー	12単位／2日間（必修）
日本医療薬学会年会への出席	10単位／2日間（必修）
日本医療薬学会が主催する がん領域の公開シンポジウム	1単位／1時間あたり
日本医療薬学会が認定する他学術団体等主催 のがんに関する教育セミナー等	10単位／2日間、4単位／1日、 1単位／2時間あたり

※ 受講証明書（またはネームカード）とプログラムのコピーを添付すること。